

平成22年第1回大台町議会定例会会議録(第3号)

1. 招集の年月日

平成22年3月8日(月)

2. 招集の場所

大台町議会議場

3. 開会

3月17日(水)

4. 応召議員

1番	堀江洋子君	2番	廣田幸照君
3番	山本勝征君	4番	小林保男君
5番	大西慶治君	6番	直江修市君
7番	元坂正人君	8番	濱井初男君
9番	村田侑康君	10番	小野恵司君
11番	前田正勝君	12番	中西康雄君
13番	上岡國彦君	14番	伊藤勇三郎君

5. 不応召議員

なし

6. 出席議員数

14名

7. 欠席議員

なし

8 . 地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明の為出席した者の職氏名

町 長	尾上 武義 君	副 町 長	余谷 道義 君
総 務 課 長	高西 立八 君	企 画 課 長	東 久生 君
会 計 管 理 者	上野 拓治 君	町民福祉課長	尾田 秀樹 君
生活環境課長	鈴木 好喜 君	税 務 課 長	立井 靖樹 君
建 設 課 長	高松 淳夫 君	産 業 課 長	野呂 泰道 君
健康ほけん課長	大滝 安浩 君	総合支所長	戸川 昌二 君
大杉谷出張所長	寺添 幸男 君	教 育 課 長	鈴木 恒 君
報徳病院事務長	尾上 薫 君		

9 . 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	西山 幸也 君	同 書 記	北村 安子 君
--------	---------	-------	---------

1 0 . 会議録署名議員の氏名

3 番	山 本 勝 征 君	4 番	小 林 保 男 君
-----	-----------	-----	-----------

1 1 . 議事日程

日程第 1	議案第 9 号	大台町放課後児童クラブ施設条例の制定について
日程第 2	議案第 1 0 号	大台町委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 3	議案第 1 1 号	大台町長及び副町長の給料及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 4	議案第 1 2 号	大台町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 5	議案第 1 3 号	大台町福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 6	議案第 1 4 号	大台町みんなで育む心豊かな環境づくり条例の一部を改正する条例について
日程第 7	議案第 1 5 号	大台町簡易水道給水条例の一部を改正する条例

について

- 日程第 8 議案第 16 号 平成 22 年度大台町一般会計予算
- 日程第 9 議案第 17 号 平成 22 年度大台町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第 10 議案第 18 号 平成 22 年度大台町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第 11 議案第 19 号 平成 22 年度大台町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 日程第 12 議案第 20 号 平成 22 年度大台町老人保健事業特別会計予算
- 日程第 13 議案第 21 号 平成 22 年度大台町介護保険事業特別会計予算
- 日程第 14 議案第 22 号 平成 22 年度大台町生活排水処理事業特別会計予算
- 日程第 15 議案第 23 号 平成 22 年度大台町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第 16 議案第 24 号 平成 22 年度大台町国民健康保険病院事業会計予算

(追加の1)

- 日程第 1 議案第 25 号 シンクライアントシステム整備備品売買契約の締結について
- 日程第 2 議案第 26 号 大台町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 3 議案第 27 号 平成 21 年度大台町一般会計補正予算(第 15 号)
- 日程第 4 議案第 28 号 平成 21 年度大台町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 3 号)
- 日程第 5 議案第 29 号 平成 21 年度大台町簡易水道事業特別会計補正予算(第 6 号)
- 日程第 6 議案第 30 号 平成 21 年度大台町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第 2 号)

- 日程第 7 議案第 3 1 号 平成 2 1 年度大台町老人保健事業特別会計補正予
算（第 2 号）
- 日程第 8 議案第 3 2 号 平成 2 1 年度大台町介護保険事業特別会計補正予
算（第 4 号）
- 日程第 9 議案第 3 3 号 平成 2 1 年度大台町生活排水処理事業特別会計補
正予算（第 7 号）
- 日程第 1 0 議案第 3 4 号 平成 2 1 年度大台町後期高齢者医療事業特別会
計補正予算（第 3 号）
- 日程第 1 1 議案第 3 5 号 平成 2 1 年度大台町国民健康保険病院事業会計
補正予算（第 4 号）

(午前 9時00分)

再開の宣言

議長（大西 慶治君） おはようございます。

定刻となりました。

ただいまから、平成22年第1回大台町議会定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

議長（大西 慶治君） 本日の会議日程は、お手元に配布してあります議事日程表のとおりです。

議案第9号の質疑～採決

議長（大西 慶治君） 日程第1 議案第9号「大台町放課後児童クラブ施設条例の制定について」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありますか。

直江議員。

6番（直江 修市君） 第3条に、町長は当該施設を効果的に運営しなければならないということで、町としてこの施設を管理していくという、一つ規定がございます。で、そういうことから公の施設の設置条例につきましては、条例に規定しなければならないという管理の基準というものがございます。

例えば住民が施設を利用するにあたっての基本的な条件、これは休館日、開館時間、使用制限の要件等、こういうことが条例に規定していなければならないというふう

に思います。

あと利用の許可及びその取り消し、使用料の額及び徴収方法、使用料の減免、利用制限等々ですね、この場合、使用料につきましてはこれは利用料金というような形の場合もあります。施設の使用料、あるいは保育所のように利用料金という形で徴収するということですね。そういった規定が私はこの条例にも必要だというふうに思うんですね。規則委任というのは、これは地方自治法上そのような解釈というのは私は成り立たないと思うんです。あくまでも条例中にうたうべきだというふうに思います。その点、まず伺いたいというふうに思います。

それで、次に第3条の2、町長は放課後児童クラブ施設の管理運営に関する事務を、ここで本来ですと管理運営について委託するということなんですけども、微妙な表現でございまして、事務を委託というふうに書かれております。これは施設を町が管理する。で、利用の内容にございますように、次に掲げる事業に利用することによって、町が実施する放課後児童健全育成事業、その次に、ほか町長が認める事業とあるんですけども、実質的にこの施設におきましては放課後児童健全育成事業、いわゆる学童保育ということで利用していくということなんです。

で、そのここでは事務というふうに表現されておりますけれども、その仕事を保護者会に委託するということなんですけども、ここでは本来、指定管理者制度ですね、ここがやっぱり入ってこなければ本来はならんと思うんです。私は指定管理者制度導入されましたけれども、この法改正ときに町が自ら管理するよりも、あるいは第三セクター、公共的団体が管理するよりも、一層向上したサービスを住民が享受することとなり、ひいては住民の福祉がさらに増進されるというようなことで指定管理者制度が導入されました。つまりは民間業者に施設の管理を任せたいほうが、運営を任せたいほうが、前述しましたようなことになるということなんですけども、これは施設施設においてそういうことの言える施設と、何も変わらない施設と私はあると思うんですけども、法律はもう一括りで指定管理制度というようなことをしてきました。

例えば各地区にあります集落センターですね。こんな従前地元で管理しておっ

て、指定管理者となっても全く何にも意味なさんですね。そやけども法律はそうなってきたわけです。ですから、管理委託というのはもう駄目ですよと、指定管理者制度を導入しなさいよというふうになってきたんですね。そういうことからいきますと、法律に問題はありますけれども法律はあります。それに反することはこれは地方自治法に反する。いわゆる上位の法に反するということになるわけですから、問題になってくるというふうに思うんですね。

そういう点からいきますと、これは事務を児童クラブ、保護者会に委託するということは全くの丸投げになるということなんですね。本来は指定管理者に管理委託ということにならなければならんけれども、指定管理者が存在しないということから、こういうふうな形をとっておるんですけども、これは改正前の管理委託ということに私はなると思うんですね。この解説にも、例えば清掃、警備などといった個々の具体的業務を業務委託契約によって民間業者に個々に委託することはともかく、これらの業務を一の民間業者に包括的に行わせることは、平成15年改正の趣旨に鑑みれば原則として適当ではなく、当該民間業者を指定管理者として指定すべきであるというような解説もございます。

このことからですね、私はこの一の業者に包括的に行わせることになるというふうに解釈しまして、いわゆる15年前の民間委託ということ踏襲しておる指定だと思っただけですね。ですから、指定管理者にということなんですけども、そもそもこの条例を出す前提として指定管理者が構成されていなければ、この条例というのは本来出せんもんなんですね。そういう矛盾を抱えて、もう予算もこれ管理費出しておるというようなこと、7月からですから私はそんなに慌てることはないと思いますけども、なぜかもう予算も上げてきておると、予算上げれば当然その根拠である条例も必要になってくるということからの上程なんですけれども、やっぱり前提が整っていないと、こういう条例つくる環境が整っていないということが、その矛盾をはらんだこの規定に、私はもうなってきたおるのではないかというふうに思うんですね。そういう点で、法的にも今申しましたようなことから問題があるというふうに言わざるを得ないんです。この条文を見ますと。そののこころを説明し

ていただきたいと思うんです。

ただ、これも法令の規定の形式的な適用だけでは、地域の問題は解決できんということもありますから、柔軟にということもわかるんですけども、やっぱり公の施設の設置条例についてはかなりしっかりしたその法律があるんですね。逐条的にもかなり懇切丁寧な形で出てますから、そういうことを前提した場合に、地域の実情に応じてこういう簡易な条例でやっていくんだということは、私は通ることなんかというところなんですね。

それで、その他の公の施設の条例と比較検討しましても、あまりにも前述しましたような基本条項が規定がないという点も、これも条例の平等性、ほかの条例と比べてという点からも私問題になってくる。こんな簡単な条例でいいのなら、ほかの福祉センターの管理条例もそのようにしてくださいというふうになってくるんですね。あとの公の施設の条例も全部そういうふうになってくるんですね。かなりシビアに皆さん、ほかの条例は法に基づいて規定されております。

この条例だけはいかにも骨抜き条例なんで、他の条例との平等性から考えても私は問題になってくると、こんな条例でいいのならということになってきたらこれは大変なことなんですね、こういうもんが通っていったら。

さっき言いましたような基準的なことが全く抜けていると、それで料金を収受もやっぱりちゃんとうたうべきなんで、例えば福祉センターなんかもきちっと利用者は料金払うと、保育所においても保護者が払うというふうなちゃんと規定があるんですね。そういうもんが全くないんです。そんなことできる問題がございますので、しっかりと説明をしてください。

議長（大西 慶治君） 町民福祉課長。

町民福祉課長（尾田 秀樹君） 今、直江議員から放課後児童クラブの条例制定についてというご意見をいただいております。その中で、まず最初にその管理基準とか、町が管理、それから条件なり、休館、時間制定というような件でございますけれども、この条例においてそういう明記はしてございません。ただ、条例の中では、その条件的にはあくまでも学童保育をするだけの施設であるという設置条例と

ということで、その条件と言いますのは、多目的にこの施設を利用させていただくというのではなく、あくまでも学童保育を行うための施設を設置するということで、この条例をつくらせていただきました。

それで保育料等の設定でございますけれども、保育料等におきましてはあくまでも保護者会が主体となって運営をしていくというような中で、今し現在、保育園等の保育料とは性質的にも違うというふうに考えております。

で、町は予算化して補助金を一部出すわけですけれども、それに上乗せして保育料を徴収すると、その中で保護者会が学童保育の運営を行っていくと、これは今現在宮川地区で行っておるどんぐりっこ、また日進地区のペンギンクラブ等も同じ条件で料金等も設定して保護者会が、あくまでも保護者会が経営していくということでございますので、料金設定は条例の中にはうたってございません。

管理運営につきましては、管理につきまして先に地方自治法の中で指定管理者というような制度がうたわれてございますけれども、今回も指定管理者として指定すべきかどうかというのは検討させていただきました。ただ、ここの三瀬谷地区の学童保育につきましては、この上程をする時点においてはまだ保護者会というのが立ち上がってございません。先般3月7日に設立総会を行っていただき、三瀬谷保育の元気っこクラブというのができ上がったところでございます。

それで管理につきましては、あくまでも町が管理運営をしていくということで予定をしてございまして、今回の予算にも計上させていただいておるところでございます。事務的なことでございますけれども、あくまでも利用につきましてはこれから元気っこクラブへ向いて、この施設を貸して、それでその元気っこクラブにおけるの自主性に基づいて、この施設を運営していくということで、会則によって定めさせていただいておりますので、その点ご理解をいただきたいと思います。

それで条例につきまして、その簡潔すぎるではないかということでございますけれども、あくまでもそのふれあい会館なり、就業センター等の設置条例がございませぬ。それに基づいて今回も条例制定をすべきではあったかとは思いますが、あくまでも固定した、そこにしか貸し出しのない条例ということで、この条例を上

程させていただきましたので、是非ともご理解をいただきたいと思います。

議長（大西 慶治君） 直江議員。

6番（直江 修市君） 公の施設条例につきましては、さきほども申しましたように、地方自治法に決めなければならない事柄というのが、ちゃんとうたわれております。それに則って本来条例というのは、私は制定すべきだと思うんですね。その現状の学童保育のあり方にあわせて条例をつくっておるような感じなんですけども、それは運営は運営で、公の施設の設置条例は設置条例なんで、これは法が求めている内容で私はつくるのが、これ当然だと思うんですね。そういうもんが全く欠如した、私は条例というふうにしか判断できません。

で、利用料金もですね、これも244条の第9項の規定の原則の適用というのは、これは指定管理者が利用料金を収受するという規定なんですけども、適用して条例で定めるところにより、あらかじめ当該料金について、当該地方公共団体の承認を受けて指定管理者を定めることとする場合でないときは、ないときはです、もうこないんですから。ないときは条例で具体的に定める必要があると、金額の範囲、算定方法、こういうものを指定管理者制度を導入して、指定管理者が利用料金を収受するというでないのなら、この条例できちっと定めなければならんとなっております。

ですから、保育その設置条例でも福祉センターの設置条例でも、そのようにうたってあるんですね。保育料金はこれ町の予算に入ってきません。入ってこなくていいんです、この学童のも入ってこなくていいんです、福祉センターのも入ってこなくていいんです、会計処理は。ですけども、条例にはそのようにうたうようになっておるんです。ですから、この解釈が全く法的な根拠に基づく解釈やなしに、自己都合的なですね、私は解釈になっておる、現状にこうあわしたような解釈になっておる。それはおかしいんです。ほかの施設はほかの施設を間借りしてやっておる。それはそれでもう設置条例ができておる中でやっておるわけですから、その設置条例に基づいて運営されておる。今度はもう町が一つの建物ちゃんと建てて、公の施設ということで設置条例出してきておるわけですから、その際はやっぱり法に基づ

いて、これは1条1条つくっていかんと駄目だと思うんですね、私は。

ですから、さきほどの担当課長の説明ではもう到底法的な観点からですね、納得のできる説明ではありません。再度、法の見地からですね、きちっと説明をしてください。

議長（大西 慶治君） 暫時休憩します。

（午前 9時22分）

議長（大西 慶治君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午前 9時23分）

議長（大西 慶治君） しばらく休憩をします。

再開は9時35分とします。

（午前 9時23分）

議長（大西 慶治君） 休憩前に続き、会議を開きます。

（午前 9時35分）

議長（大西 慶治君） 町民福祉課長。

町民福祉課長（尾田 秀樹君） 申し訳ございません。ただいま直江議員のほうからその条例のことにつきましていろいろご質問をいただいております。条例につきましては位置等につきましては明記をしておりますけれども、利用時間、利用料、利用日等の制限については明記をしております。ただ、利用料については利用料金をとらないということを前提しておりましたので、条例の中には明記をしてございませんし、利用時間等につきましても放課後児童クラブということで、現

在国のほうで放課後ということでございますけれども年250日以上の利用というようなことをうたっております。

それにつきまして、これは一応補助基準というようなことでございますけれども、そういうことで明記をしておりますので、時間についても放課後であれば200日前後になるわけですけれども、その日数を増やすというような中で基準がございますので、これについても本条例には明記をございません。

ただ、今回この児童クラブ施設条例を上程をさせていただいておりますけれども、本来、私ども当初から考えておりますのは、行く行くは指定管理者制度というような中で、保護者会の確定をもって指定管理者に移行していきたいというふうに考えております。いろんな条例の不備等も指摘をいただいておりますが、その辺でご理解をいただきたいと思います。

議長（大西 慶治君） 暫時休憩します。

（午前 9時38分）

議長（大西 慶治君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午前 9時39分）

議長（大西 慶治君） 副町長。

副町長（余谷 道義君） 直江議員からの質問にお答えをさせていただきます。この施設条例でございますが、さきほど言いましたように、条例上決めなきゃいけない部分というのがあるわけございまして、今回の点につきましては言いましたように、料金とか時間とか規定をするべきところが、ちょっとまだはっきりしていなかった部分もございまして、組織自体も今、立ち上がってきたということでございます。

言われましたように、指定管理者制度に対応した形にしていくのが一番妥当だと

考えておりますので、今回上程させていただきました条例については、再度6月に指定管理者制度という形で見直して、上程をさせていただきたいというふうに思っておりますので、今回の条例につきましては下りるという形でさせていただきたいと思っております。

議長（大西 慶治君） 暫時休憩します。

（午前 9時41分）

議長（大西 慶治君） 休憩前に続き、会議を開きます。

（午前 9時42分）

議長（大西 慶治君） 総務課長。

総務課長（高西 立八君） 大変すみません。この大台町放課後児童クラブの設置条例でございますが、さきほどから直江議員さんのほうからいろいろ質問いただいております。町といたしましては、この施設初めからつくる時に、早く指定管理者制度にできないかというようなことも考えさせていただきました。そのときにはまだ、さきほど3月7日ですか、クラブができ上がったと聞きましたけど、その時点ではなかったんで、そういうことでこの条例を提出させていただきました。

さきほどから申し上げますけども利用料金はとらない。利用の期間とかそういうことは制限をしないということで、条例のほうにうたってございません。当然条例にうたってなかったら料金などはとれないわけでございますけども、こういうことで利用料金はいただかない、時間の制限もないということで、そういう形でこの条例をつくらせていただいております。行く行くは指定管理者制度にもっていきたいという考えがございますので、そのときには、この条例の一部改正を行いまして、指定管理者制度等に向けるような条例に改正させていただきたいと、このように考えておりますので、この条例でご審議のほどよろしくお願ひしたいと思っております。以

上です。

議長（大西 慶治君） 町長。

町長（尾上 武義君） ご質疑の中で、いろいろとこう指摘をいただいているところでございます。法に照らして著しくその不備な点多過ぎると、しかも他の条例と比べてもそういう状況が見受けられるというようなことで、さきほどからこちらからも説明させてもらっておりますが、料金取るなら取る。取らないなら取らない。取らないならどういうふうな形でいくのかとか、あるいは団体が収受するのかとか、いろんな形のものがすべて他の公の施設の中には網羅されている、基幹的なものは網羅されているというふうに思います。

そういう中で、この条例については、そこら辺が全然欠落しているという部分が多いというふうなこともございますので、一度、この条例そのものとしては当然公の施設の設置というふうなことの中で、お認めいただきたいと思っておりますが、さきほど副町長申し上げましたように肉付けと言いますか、指定管理者制度も含めながらですね、6月のおりに再度整備させていただいて整合性を図る。法との整合性を図るという形にもっていきたいなと思っておりますのでございます。

そんな不整備なものを今ここで手を挙げるわけにいかんやねえかと、こういうふうなことになるんかもわかりませんが、しかし、こういうような形で公の施設として設置しますと、しかも建物ができてくるのが6月の末、7月ごろになるんかなと思います。そのときにあわせてきちっと整理はさせていただきたいとこう思います。その点どうぞご理解いただきますように、お願いをいたしたいと思っております。

議長（大西 慶治君） 直江議員。

6番（直江 修市君） 説明に、利用料金は取らないというふうにお答えがございました。誰から料金を取らないということなのかですね、そこが少し曖昧なんです。私の言うておんのは、その施設の利用料金のことではなしに、この施設を使って学童保育やるわけですわね。やった場合利用する保護者から、これ今ほかの団体がやってる学童保育につきましてもお金払っておるんでしょう。払ってますわね。そのことを私言うてますのやに。

その際にもこの条例で、さきほど町長も言われたように、その運営する団体が収受すんなら収受すると規定する。その方法論はここへ書かなあかんということなんです。当局の利用料金取らないという考え方は、これ利用する保護者会から施設そのものの料金を取らないということなんですよ。それと私の言うておるのは別なんですよ。ですから、そんな解釈でこういう条例が出してきたって、それは通らないということなんですよね。全く誤解と言いますか、しっかり私の話を聞いて答えてくれてない。もう最後なんです、質問。もう次できんのです。答弁どんな答弁返ってくるかもわかりませんが、とにかく答えてない。

議長（大西 慶治君） 町長。

町長（尾上 武義君） 例を挙げたらですね、奥伊勢フォレストピアでもコテージの利用料、それから温泉の利用料、それからホテルの利用料、そういったようなものはすべて上限を決めて、キャップを決めていくらまでという範囲、以内というふうな形で決めてます。

で、食事料金なんかは決めてないですね。それをもう材料代とか、もう実費としていただきますというふうなことですんで、それはもう施設の利用料金にあたらないうふうなことでそれは決めていない。で、その施設の利用料も、そしてまたそういった食事料金もすべてその指定管理者である振興公社が収受をしていると、その分全然町には入ってこない。しかし、町としてはその施設の利用料としてはいくらまでよというふうな形で決めてます。これ以上取ったら駄目よと、上限なんですね。その中でその会社が収受をしてもいいという、そういう形にしてあるわけなんです。

そういったようなもののことをきちっと分別して、こういった条例の中でもしていかならん。それは取ってもええんか、取ったらあかんのか、取らなあかんのか、こうわからんような条例で、大変これは申し訳ないなというふうに思うんですが、やはりそこら辺をきちんと整理しながらですね、それならそれでこうなんですよという、こちらも説明できるような形にはしておかなあかんと思うんです。そこら辺がいていないというふうなことで、大変申し訳ないと思うんですが、そこら辺も

含めて、この次の議会できちんとやはり整理しながら、施設もできてくることですから、それにあわせて対応してまいりたいなど、こう思っているところです。

そこら辺で、今回出てきた分はこんなおかしなものあらへんやねえかということなんですが、しかし、それはそれとして公の施設として、まずは中身は多少不備かもわかりませんが、施設として設置はさせていただきます。ということで、予算案も出させてもらっておるといふうなこともございますし、そういうようなことで、これはひとつお認めいただく中で6月に整理をさせていただいて、きちんと法のもとで法が求める条項、そういうものきちんと整理して出させていたただかならんなど、こう思っておりますので、その点よろしくお願ひしたいと思います。

議長（大西 慶治君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（大西 慶治君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対の討論を認めます。

直江議員。

6番（直江 修市君） 町として放課後児童クラブをやっていくということは、私はこれ次世代育成事業、あるいは子育て支援事業、こういう観点から非常に大事なことであります。

で、三瀬谷小学校区には適切な場所がないということで交付金を受けて、今般施設が建設されようとしております。完成7月ということでもありますけれども、それはそれで大変結構なことだといふうに思います。その施設の設置については、これは条例が要るということで、その条例はあくまでも地方自治法の244条に基づいて作成されなければならないといふうに思います。提案されております条例案につきましては各条項を見まして、もうほとんど地方自治法が求める基本的事項が規定をされておられません。他の条例と比較検討しましても非常に不備なものであります。

よりまして、この条例には反対をいたします。

議長（大西 慶治君） 次に、原案に賛成の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（大西 慶治君） これで討論を終わります。

これから議案第9号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

（「議長動議」と呼ぶ声あり）

議長（大西 慶治君） はい、賛成議員は。

10番（小野 恵司君） 討論終わったんですね。今から採決なんですね。なのですみません。休憩動議でお願いしたいんですけども。

（「賛成」と呼ぶ声あり）

議長（大西 慶治君） ただいま小野議員から、休憩に対する動議が出されました。この動議は賛成者がいますので、成立をしました。

休憩の動議を議題として採決します。

この採決は、起立によって行います。

この動議のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（多数起立）

議長（大西 慶治君） 起立多数です。

したがって、しばらく休憩することの動議は可決されました。

議長（大西 慶治君） しばらく休憩します。

再開は10時10分とします。

（午前 9時55分）

議長（大西 慶治君） 休憩前に続き、会議を開きます。

(午前10時10分)

議長(大西 慶治君) これから議案第9号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第9号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(多 数 起 立)

議長(大西 慶治君) 起立多数です。

したがって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

議案第10号の質疑～採決

議長(大西 慶治君) 日程第2 議案第10号「大台町委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長(大西 慶治君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長(大西 慶治君) 討論なしと認めます。

これから議案第10号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第10号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全 員 起 立)

議長(大西 慶治君) ありがとうございます。

起立全員です。

したがって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

議案第11号の質疑～採決

議長（大西 慶治君） 日程第3 議案第11号「大台町長及び副町長の給料及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（大西 慶治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（大西 慶治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第11号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第11号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（ 全 員 起 立 ）

議長（大西 慶治君） ありがとうございます。

挙手全員です。

したがって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

議案第12号の質疑～採決

議長（大西 慶治君） 日程第4 議案第12号「大台町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（大西 慶治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（大西 慶治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第12号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第12号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（ 全 員 起 立 ）

議長（大西 慶治君） ありがとうございます。

起立全員です。

したがって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

議案第13号の質疑～採決

議長（大西 慶治君） 日程第5 議案第13号「大台町福祉医療の助成に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（大西 慶治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対の討論からどうぞ。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（大西 慶治君） 次に、原案に賛成の発言を許します。

堀江議員。

1番（堀江 洋子君） 議案第13号に賛成の立場から討論を行います。

小学校入学前までの子どもの医療費が、今回一部改正をされまして、中学校卒業まで年齢を拡大する改正内容でございます。医療費の負担軽減ということは、保護者の皆さんの大きなこれまでの願いでもありました。お金の心配なく安心して病院に行ける。安心して子育てができるということで、保護者の皆さんからは喜びの声があがることだろうと、私は思います。子育て支援の面におきまして、大変一歩も二歩も、三歩も四歩もですね、大きく前進をするという改正内容でありますので、賛成の立場から討論を行います。

議長（大西 慶治君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（大西 慶治君） これで討論を終わります。

これから議案第13号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第13号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（ 全 員 起 立 ）

議長（大西 慶治君） ありがとうございます。

起立全員です。

したがって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

議案第14号の質疑～採決

議長（大西 慶治君） 日程第6 議案第14号「大台町みんなで育む心豊かな環境づくり条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

直江議員。

6番（直江 修市君） 環境条例の一部改正なんですけども、第16条中の10人を15人にすると、これ審議会の委員さんであります。で、その理由は大台町内で計画されております風力発電施設建設、こういうことで環境への影響がどう出てくるか、そのことをチェックしていくということから、5人増員されたのはそれぞれの分野での専門家の方ということであります。それはそれで結構なことだというふうに思うんですけども、大台町みんなで育む心豊かな環境づくり条例の第9条、これは開発行為の届出義務等についての規定であります。次に第14条、これは勧告及び命令等についての規定であります。

で、この条文はすべて規制的な規定であります。規制的手法の主なものとしましては禁止制、許可制、協議制、届出制、そして町の条例にありますように、届出とプラス勧告命令制があるということで、届出プラス勧告命令制が町の規制的な手法ということで選択をされております。この届出、勧告制につきましては、解説には人が一定の行為を行う際に、その旨を事前に届けることを義務づけるとともに、届出を受けた行政が当該行為を放置することが適切でないとした場合に、指導勧告等の行政指導を行ったり、行為停止等の命令等の処分を行うことができることを定める制度というふうに解説をされております。

ただし、届出自体は手続き的な義務付けにとどまり、届出にかかる行為の是非が審査されないことを基本としますというふうにあるんですけども、この環境保全審議会におきましては、事業者が事業に対して届出をした場合に、今申しましたように審査されないことを基本とするということでもありますんで、こういう解説からいきますと、この審議会が動きようがないということになるような感じを持ちますの

で、この点についてどうなのかということをごすね、つまりは業者が開発行為について届出した場合に、それをこの審議会が審査できるかどうか、法的にどうなのかということをご、一点伺いたいと思います。

それと、環境保全審議会が増員されて専門家を配置するという構えは、これは事業者が環境アセスを、当然N E D Oの要請でやるわけなんですけども、それが出てきたときに、それを審査するという事なのか。それはこの条例の届出云々ということとまた異なった解釈で審議会はこれ審議できるんか、その点での法的な根拠をごすね、これについて伺いたいというふうにご思います。

それと、この規制的な手法というのが行政にとってはこれはいいことなんですけども、一方、諸刃の剣でありまして、あまりに行き過ぎた勧告や命令が行われた場合にはこれは比例の原則ということ、過剰規制禁止原則というようなことから、訴訟の対象にもなってくるということもあるんごすね。

そういう点では、実際この審議会が審議して、どこまで出せるんかというところが非常に判断難しい。こういうことにもなり得ますので、そこんところは、その実効性の確保ごすね、こういう審議会増員して審議にあたってその結論が、いわゆる裁判に堪え得るものなのかということが担保されないといかんわけなんです、というところで、どこまでこう出せるんかというふうなところ、そういう点もきちっと基準や手続き慎重に検討して、明確にしていくということが求められるんごすけども、この点について、町としてはちゃんと構えをとれておるんかごどうか、その点を伺いたいご思います。

議長（大西 慶治君） 生活環境課長。

生活環境課長（鈴木 好喜君） 審議会の委員の5名を増員するという事の中で、議員おっしゃられるように風力発電等の、現在アセスメントの方法書の縦覧が行われておるところごございます。将来的にはその風力発電に対する町長への意見の提出というふうなものと、それから開発行為の届出等が出てくるかご思います。

現在、松阪でも同じように協議をされておりまして、2年余りの協議期間で答申がそれぞれ出されておるというふうな事ごございます。大台町につきましてもご

れぐらいの期間が必要かというふうなこともあるんですけども、相当数の時間数を要して科学的見地からご意見をいただいて、答申をいただかなければならないというふうには思うわけでございます。

現在、大台町につきましては、そのアセスメント条例自体がございませんものから、アセスメントの段階でご意見を述べるような県のアセスメント条例がありませんけど、国もありますけど、町はそれを持っておりませんもんですから、アセスメントの中での意見を述べていくというところには、今の条例の中ではどのタイミングでどのようにしていくかというふうな問題もあるんですけども、とりあえずは議員おっしゃられました第9条の届出の中で、その届出をしていただくということで、をもって開発行為をするという1000平米以上の地形の形状の変更等が発生しましたら、届出の義務がございますもんですから、その届出に従いましてその都度していただくというふうな形で、現在、その縦覧していただいております方には、さきの議会のあと終わりました傍聴されておられましたもんですから、そのあと条例等の写しを持っていかれましたので、ときがくれば届出が出てくるんだろうというふうに判断しております。

あとは監督とか命令とかそういったもの等もあるんですけども、不法投棄の防止等につきましても、この環境づくり条例のほうで行わさせていただいております。そういった民地等、またそういったものについて、ごみを不法投棄されたものに対するそういった撤去、そういったものに従わなければ、それ相応の指導とか、命令と、そういったものが当然発生してくるかと思うんですけども、今のところそういったものが発生しておらなくて、地権者のご協力によりまして、そういった不法投棄のものについては、現在、片づけをさせていただいております。ということではいけませんですか、よろしいですか。

議長（大西 慶治君） 直江議員。

6番（直江 修市君） 2点、この条例について質問をいたしました。1つはその事業者が環境アセスをやって報告書がまとまる。その報告書については環境保全審議会としてはアセスメント条例がないということから、その審査にあたれんとい

うふうな、さきほどの答弁やったと思うんですけども、それ間違いないのか、改めて確認をいたします。

私どもは専門家5人増員するということは、事業者が風力発電の建設計画しておいて、影響調査やって、その影響調査に対して町の条例等を基に審査するための機関というふうな認識があったんですけども、課長の説明ではそういうことができる根拠、いわゆるアセスメント条例が町にはないということから、この審議会でも対応できんような答弁でしたけども、その点大変重要ですので、また再度説明を求めたいと思います。

私、次に2点目にお聞きしましたのは、この町の9条ですね、届出。届出につきましては届出自体は手続き的な義務付けに止まり、届出にかかる行為の是非が審査されないことを基本としますとなっとんのですけども、こういう解釈からいきますと、この環境保全審議会は届出があってもそれを審査することができないのではないかというふうな思いがありますので、この点につきましても再度明確にお答えを願いたいというふうに思うんです。

そうしますと、この保全審議会増員しますけど、一体実効性はどうかということが問われてくるんですけども、そここのところ非常に説明からと、この条例の解釈からいきますと、何か力が発揮できんような感じを受けるんですけども、これも大事なことなんで明確に答えていただきたいと思います。

そうすると、町としたらどういう対応がとれるんかと、一番大事なのは業者が行った環境影響評価が本当に出してきたように自然環境に影響ないのかとか、これあるとおそらく、これは出してこないわけなんで、皆大丈夫です、大丈夫ですということになるわけなんで、それをチェックする体制というのは、どういうふうにしていくんかですね。そうすると戻ってしまいますけども、審議会それができんということになってくると、意味がなくなってくるんやないかというような疑問が出てきますので、改めて伺いたいと思います。

議長（大西 慶治君） 生活環境課長。

生活環境課長（鈴木 好喜君） まず審議会につきましては、重大な環境影響が

あるということが判断した時点で、環境審議会にかけるといふうなことになると思います。軽微なものについては環境審議会にはかかっていかないといふうなことが、まずあげられます。

それから環境アセスメントの方法書があって、そのあと町長等にその判断を、要するに企業が聞きに来るといふうなことがありますので、その時点で何らかの動きをしていかないといけないということで、松阪市におきましても審議会においてそのアセスメント等の結果に基づいて、審議会ですら定期検討していったといふうな事例がございますけども、ちょっと手元に詳しい資料がございませんので、ちょっと時間をいただきまして資料の調整をさせていただきたいと思うんですけど、暫時休憩お願いしたいと思います。

議長（大西 慶治君） 暫時休憩します。

（午前 10 時 28 分）

議長（大西 慶治君） 休憩前に続き、会議を開きます。

（午前 10 時 29 分）

議長（大西 慶治君） しばらく休憩します。

再開は 10 時 35 分とします。

（午前 10 時 29 分）

議長（大西 慶治君） 休憩前に続き、会議を開きます。

（午前 10 時 35 分）

議長（大西 慶治君） 生活環境課長。

生活環境課長（鈴木 好喜君） 失礼しました。届出に対する判断の中で、それぞれ審議会を開催をさせていただくというふうなことになります。審議会につきましては風力発電等そういう環境に与える問題が重要な事項というふうなことになりますと、審議会において調査審議するというふうな項目になっておることから、そのような形で審議会に諮っていくというふうなことでございます。

で、もう1つは、開発の届出以外につきましても、事業者から、特に今行っております風力発電の環境影響評価手続きの中では、まず今、方法書につきまして縦覧をしていただいております。その後、おそらく業者のほうから町長に対する意見を求められるということになるかと思えます。その時点で意見を提出するときに、専門的な見地から環境に影響がないかというところを、今までの調査の中で十分であったかどうか、またはこの調査において見落としがないかとか、そういったことを科学的に検証させていただくので、今回5名を増員させていただいて、そういったことの検証ができる方々を委員に加えまして、町に意見を求められたときにそれに答えるべく審議会で、その事件に対して答申をいただくというふうなことを考えております。

議長（大西 慶治君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（大西 慶治君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（大西 慶治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第14号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第14号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（ 全 員 起 立 ）

議長（大西 慶治君） 起立全員です。

したがって、議案第 14 号は、原案のとおり可決されました。

議案第 15 号の委員長報告～採決

議長（大西 慶治君） 日程第 7 議案第 15 号「大台町簡易水道給水条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

議案第 15 号については、産業建設常任委員会に付託し、お手元に配布のとおり委員会審査報告書が提出されておりますので、事務局長から朗読させます。

事務局長。

議会事務局長（西山 幸也君）朗読

議長（大西 慶治君） 次に、委員長報告を求めます。

濱井産業建設常任委員長。

産業建設常任委員長（濱井 初男君） 産業建設常任委員会における審査の経過、並びに結果についてご報告いたします。

去る 3 月 8 日の第 1 回定例会において、産業建設常任委員会に付託されました議案第 15 号 大台町簡易水道給水条例の一部を改正する条例につきまして、3 月 11 日、産業建設常任委員全員出席のうえ、議案の審査を行いました。

委員会では、簡易水道の統合整備事業を実施するうえで必要な本議案について、各委員より質疑が出され、熱心かつ慎重な審査の結果、原案どおり全員賛成で可決されました。これより審査過程における質疑等主なものについて申し上げます。

本条例改正案については、町が平成 22 年度から 28 年度までに総事業費 66 億 9000 万円をかけて、大台地域の簡易水道の統合整備事業を実施するために基本となる条例改正であり、事業の必要性、緊急性、財源の手当等についての質問が多くありました。

その問については、現在ある 7 箇所の簡易水道の水源については、枯渇している各水源地の詳細な説明がなされ、現在も緊急避難的な措置によって給水が維持され

ている旨の説明がなされました。

そういった現状の中、今回の町村合併により宮川地域の春日谷川からの取水が可能になったこと、及び南勢水道の受水市町の了解が得られたことから、水源が確保でき、また財政的にも見通しがつくことから、早急に事業を着手することが必要であるとの答弁でありました。

水源の確保について、宮川本流や農業用のため池、地下水からの取水について検討しているかの質問に対して、これらの水利利用は合併前から検討し、関係機関に働きかけをしてきた経緯もあるようですが、安定的な水量の確保には無理があることや、水利利用の申請から取得までに長い期間が必要なこと、取水地付近の施設に多大の経費がかかること、また補償などが発生することなどから、現計画が水量的にも十分に水利権の確保もできており、経費的にも施工期間についても最良のものという内容の答弁でありました。

そのほか、もっと多くの町民の皆さんにわかりやすい方法で説明していくべきとの意見もありました。水道料金の値上げの議案は出ていませんが、事業実施による水道料金の値上げについて、合併振興基金を使って軽減できないかの問に対しては、他の大型事業も控えていることから、しっかり説明をしながら利用者負担をお願いしたいとの答弁でした。

また、事業費削減のための事業期間の短縮ができないかの問については、一般財源の確保や工事量の限界もあり、これ以上の短縮は無理であるとの答弁でありました。

大台地域の7つの水道施設については、水源地の水の枯渇という実態があり、その解消については議案にあるように2つの日進川添簡易水道、三瀬谷簡易水道としての水道区域の設定、並びにそこへの導水という統合整備事業が必要となってきます。この水道統合整備事業がスムーズに進捗して、1日も早く安全・安心な水が安定して供給されるように、行政としては当然していかなければならない重要な事業である旨の賛成討論もありました。

以上が、当委員会における審査の経過並びに結果であります。当委員会の決定ど

おり、ご賛同くださいますようお願い申し上げまして、報告といたします。

議長（大西 慶治君） ただいまの委員長報告について、質疑があればお受けします。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（大西 慶治君） 質疑なしと認めます。

これで委員長報告に対する質疑を終わります。

議案第15号の討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対の討論からどうぞ。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（大西 慶治君） 次に、原案に賛成の発言を許します。

中西議員。

12番（中西 康雄君） 賛成の立場から討論を行います。

この条例の改正は、大台地域の方々が長年にわたり切望されてこられました。安心して使用できる水を、安定して供給できる環境を整えるための第一歩であります。住民はもとより旧大台町議会におかれましても、多くの議員の方々が渇水期における水量の確保の対策を求め、何代もの町長も宮川と三瀬谷ダム水利権の確保に努力されてまいりましたが、今日に至るほど難題でありました。

この度、財源と返済の見通しを立てられ、事業実施に向け歩み出すことができますのは、合併効果によるものと言えます。宮川地域の宝であります水が、一部地域とはいえ、住民の生活向上に役立つことを嬉しく思います。この事業が早期に完了し、どのような渇水期にあっても住民生活に何の憂いもなくなるものと確信し、賛成討論といたします。終わります。

議長（大西 慶治君） ほかにありませんか。

原案に反対の討論を許します。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（大西 慶治君） 次に、原案に賛成の発言を許します。

堀江議員。

1番（堀江 洋子君） 議案第15号に賛成の立場から討論を行います。

私はこれまで水道の整備事業につきましては必要である。しかしながら、水道料金の値上げは困ると、住民の負担増には反対の立場でございました。今も現在もその立場は変わるものではございません。

大台地域の簡易水道は施設の老朽化、乏しい水源、計画を超える給水など、さまざまな問題を抱えています。町はその課題を解決するために統合整備に向けて検討した結果、大台地域の簡易水道は水源を2つに分けて、2系統による整備を行う方法が安定給水、効率面でも適切であると、そういう結論を出されました。今回、町長の施政方針におきましても、日常生活に直結し、その健康を守るために欠くことのできない大切な飲料水を安定的に確保するため、水道施設の整備を進めてまいりますと、このように町長も言われました。

しかし、事業実施するにあたっては、簡易水道への国庫補助見直しの背景を避けて通ることはできません。簡易水道への国庫補助見直しの背景は、平成18年財務省の予算執行調査が契機となり、厚生労働省は平成19年簡易水道に対する補助要綱を改定しました。改正内容は平成22年度以降に開始する補助事業については平成21年度内に統合をするか、統合計画を提出した場合のみ、平成28年度まで補助事業の対象となるものです。複数の簡易水道を抱える市町村は、現行の補助制度を利用するために、今年の3月までに統合計画書を提出しなければならず、提出期限が迫り、今年の2月中においては全国の約85%の市町村が統合計画を提出している状況ということです。

また、三重県内におきましても、ほとんどの市町が提出をしているということも伺っております。そういった状況の中で、大台町においても平成21年11月10日、厚生労働大臣に簡易水道事業統合計画書を提出されております。今回の国の補助金の制度改定は基本的には独立採算を求め、国の財政支出は大幅に削減をし、国民にとっては重要なライフラインである水道事業に対する責任を後退させるもので

あり、統合しなければ補助金は打ち切る。こういった今回のやり方は地方自治体に対する統合の強要であると私は考えております。

しかし、補助制度がなければ自力で施設を更新、改良しなければならず、総事業費69億9000万円の財源となる補助率10分の4の国庫補助金は、24億3600万円で、町の水道事業にも大きく影響をしております。旧大台町の積年の課題を解決するためには国の制度に基づき、町は事業を実施していかななくてはなりません。町は安全で安定した水道水の供給を行うため、複数の計画を立案し、今回の計画を決められました。国による補助制度の改定、統合、上水道課の強要を私は認めるものではありませんが、事業の目的は町民の安心・安定生活を保全するため、施設の統合整備を図っていくというものです。そのためにも必要な条例改正の内容であると考えますので、賛成といたします。

さきほど数字で、私が69億9000万円と言いましたが、66億9000万円の言い間違いであるということで、数字の言い間違いがありましたので、言い直しをいたしまして、訂正をさせていただきます。

議長（大西 慶治君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（大西 慶治君） これで討論を終わります。

これから議案第15号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。

議案第15号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（ 全 員 起 立 ）

議長（大西 慶治君） 起立全員です。

したがって、議案第15号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第16号～議案第24号の委員長報告～採決

議長（大西 慶治君）

- 日程第 8 議案第 16号 平成 22 年度大台町一般会計予算
日程第 9 議案第 17号 平成 22 年度大台町国民健康保険事業特別会計予算
日程第 10 議案第 18号 平成 22 年度大台町簡易水道事業特別会計予算
日程第 11 議案第 19号 平成 22 年度大台町住宅新築資金等貸付事業特別会計
予算
日程第 12 議案第 20号 平成 22 年度大台町老人保健事業特別会計予算
日程第 13 議案第 21号 平成 22 年度大台町介護保険事業特別会計予算
日程第 14 議案第 22号 平成 22 年度大台町生活排水処理事業特別会計予算
日程第 15 議案第 23号 平成 22 年度大台町後期高齢者医療事業特別会計予算
日程第 16 議案第 24号 平成 22 年度大台町国民健康保険病院事業会計予算
を一括議題とします。

日程第 8「議案第 16号」から、日程第 16「議案第 24号」までは、総務教育
民生常任委員会に付託し、お手元に配布のとおり委員会審査報告書が提出されてお
りますので、事務局長から朗読させます。

事務局長。

議会事務局長（西山 幸也君）朗読

議長（大西 慶治君） 次に、委員長報告を求めます。

堀江総務教育民生常任委員長。

総務教育民生常任委員長（堀江 洋子君） 去る 3 月 8 日の第 1 回定例会におい
て、総務教育民生常任委員会に付託されました、議案第 16号 平成 22 年度大台
町一般会計予算から、議案第 24号 平成 22 年度大台町国民健康保険病院事業会
計予算につきまして、3 月 12 日、産業建設常任委員の皆様を交え、連合審査を実
施いたしました。

審査会では、各会計予算について各委員より質疑が出され、熱心かつ慎重に審査
がなされ、全審査を終了いたしました。

同日、引き続き総務教育民生常任委員会を開き、討論、採決を行ったところ、議

案第 16 号につきましては、賛成、反対の討論もなく、全員賛成で可決されました。

議案第 17 号につきましては、賛成、反対の討論もなく、全員賛成で可決されました。

議案第 18 号につきましては、賛成、反対の討論もなく、全員賛成で可決されました。

議案第 19 号につきましては、賛成、反対の討論もなく、全員賛成で可決されました。

議案第 20 号につきましては、賛成、反対の討論もなく、全員賛成で可決されました。

議案第 21 号につきましては、賛成、反対の討論もなく、全員賛成で可決されました。

議案第 22 号につきましては、賛成、反対の討論もなく、全員賛成で可決されました。

議案第 23 号につきましては、賛成、反対の討論もなく、全員賛成で可決されました。

議案第 24 号につきましては、賛成、反対の討論もなく、全員賛成で可決されました。

以上で、委員長報告を終わります。

議長（大西 慶治君） ただいまの委員長報告は、各予算案件について一括して報告がありましたので、これを一括して質疑があればお受けします。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（大西 慶治君） 質疑なしと認めます。

これで議案第 16 号から、議案第 24 号までの委員長報告に対する質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。

議案第 16 号 平成 22 年度大台町一般会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対の発言を許します。

堀江議員。

1番（堀江 洋子君） 議案第16号 平成22年度大台町一般会計予算につきまして、反対の立場から討論を行います。

町の2010年度一般会計予算は、一部の施策を除き、町の総合計画に基づく妥当な予算と判断をされます。民生費、社会福祉医療費における子ども医療費の助成対象の拡大などは、子育て支援、子どもの健やかな成長を願う温かい行政と言えます。しかし、予算案は1件の議案です。一部の施策には社会的背景において反対をすべきと私は態度を決めました。

反対理由の第1点は、民生費の障害者福祉費です。これは国の障害者自立支援法に基づく法定計画である第2期障害福祉計画に沿ったものです。2006年に施行されてから、障がい者とその家族から廃止が求められ、憲法25条の生存権の侵害にあたり、憲法違反と裁判まで起こされています。自公政権に代わった新政権では争わず、訴訟の終結に合意、法律の廃止も決めています。2010年度予算は法に基づくもので、抱える問題の解決に踏み込んだものとはなっていません。

反対理由の2点目は、民生費、介護保険費です。町は介護保険法第117条の規定に基づき、法定計画である介護保険事業計画を定め、計画に沿った事業実施を行うための予算措置をしています。介護保険が発足から10年を経過し、介護保険の給付だけでは高齢者の生活を支えられないことははっきりしています。法的な福祉、保健事業についての公費負担率の引き上げが必要だと考えます。

また、介護現場の劣悪な労働条件を改善し、深刻な人材不足の打開を図ることは国民的な課題となっています。しかし政権交代が起きたにもかかわらず、2010年度予算は自公政権のやってきたことの延長でしかありません。民主党がマニフェストで主張をしていたヘルパーなどの給与月額4万円引き上げなどが、全く盛り込まれていないのはもちろん、およそ改善らしい改善が見られません。

反対理由の3点目は、民生費、後期高齢者医療費です。民主党政権は後期高齢者

医療制度の廃止を4年先送りしました。これにより75歳という年齢で高齢者を区切って差別する制度の根幹は温存されます。

また、保険料の増加分については国庫補助を行うと自治体に通知をしていましたが、結局、国庫補助を行わないから自治体で保険料抑制の努力をせよというものであり、各地の自治体関係者から、あまりにも無責任という声が上がっています。悪法の速やかな廃止という選挙前の公約を破って、後期高齢者医療制度を温存したうえに、差別制度の害悪を拡大させないという選挙後の公約も反故にするのは、国民の願いを裏切る二重の後退にほかなりません。

反対理由の4点目は、公務員の給与の抑制です。

期末勤勉手当が前年度当初4.50月であったものが、それぞれの支給前に引き下げられ、4.15月とされ、2010年度も4.15月とされています。また基本給の引き上げがなく、定期昇給のみとなっています。1級の1号級から2号級の昇給による賃金の上昇は、月1100円、2級で1800円、3級で1900円といった状態です。歳出抑制は地域経済をますます冷え込ませるばかりです。以上の理由を述べまして、反対といたします。

議長（大西 慶治君） 次に、原案に賛成の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（大西 慶治君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（大西 慶治君） これで討論を終わります。

議案第16号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。

議案第16号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（ 多 数 起 立 ）

議長（大西 慶治君） 起立多数です。

したがって、議案第16号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議長（大西 慶治君） 議案第17号「平成22年度大台町国民健康保険事業特別会計予算」の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（大西 慶治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第17号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。

議案第17号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（ 全 員 起 立 ）

議長（大西 慶治君） 起立全員です。

したがって、議案第17号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議長（大西 慶治君） 議案第18号「平成22年度大台町簡易水道事業特別会計予算」の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（大西 慶治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第18号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。

議案第18号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

す。

(全 員 起 立)

議長(大西 慶治君) 起立全員です。

したがって、議案第18号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議長(大西 慶治君) 議案第19号「平成22年度大台町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算」の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長(大西 慶治君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第19号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。

議案第19号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全 員 起 立)

議長(大西 慶治君) 起立全員です。

したがって、議案第19号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議長(大西 慶治君) 議案第20号「平成22年度大台町老人保健事業特別会計予算」の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長(大西 慶治君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第20号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。

議案第20号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全 員 起 立)

議長(大西 慶治君) 起立全員です。

したがって、議案第20号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議長(大西 慶治君) 議案第21号「平成22年度大台町介護保険事業特別会計予算」の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長(大西 慶治君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第21号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。

議案第21号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(多 数 起 立)

議長(大西 慶治君) 起立多数です。

したがって、議案第21号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議長(大西 慶治君) 議案第22号「平成22年度大台町生活排水処理事業特別会計予算」の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長（大西 慶治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第 2 2 号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。

議案第 2 2 号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（ 全 員 起 立 ）

議長（大西 慶治君） 起立全員です。

したがって、議案第 2 2 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議長（大西 慶治君） 議案第 2 3 号「平成 2 2 年度大台町後期高齢者医療事業特別会計予算」の討論を行います。

討論はありませんか。

（「な し」と呼ぶ声あり）

議長（大西 慶治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第 2 3 号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。

議案第 2 3 号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（ 多 数 起 立 ）

議長（大西 慶治君） 起立多数です。

したがって、議案第 2 3 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議長（大西 慶治君） 議案第 2 4 号「平成 2 2 年度大台町国民健康保険病院事

業会計予算」の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長(大西 慶治君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第24号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。

議案第24号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全 員 起 立)

議長(大西 慶治君) 起立全員です。

したがって、議案第24号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議長(大西 慶治君) しばらく休憩をいたします。

再開は11時20分とします。

(午前11時10分)

(追 加 議 案 等 の 配 布)

議長(大西 慶治君) 休憩前に続き、会議を開きます。

(午前11時20分)

日程の追加について

議長(大西 慶治君) お諮りします。

先に配布しました議案書のとおり、町長から議案第25号から議案第35号が提

出されました。

これを日程に追加し、追加日程第 1 から追加日程第 1 1 として、直ちに議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

議長(大西 慶治君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 2 5 号から議案第 3 5 号を日程に追加し、追加日程第 1 から追加日程第 1 1 として、直ちに議題とすることに決定しました。

議案第 2 5 号の上程説明

議長(大西 慶治君) 追加日程第 1 議案第 2 5 号「シンククライアントシステム整備備品売買契約の締結について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

総務課長(高西 立八君) 議案第 2 5 号 シンククライアントシステム整備備品売買契約の締結について、提案理由のご説明を申し上げます。

去る 1 月 2 1 日、3 社による企画提案方式により、業者が決定し、業者選定の後、約 1 ケ月にわたり業者の提案書を基に、現在各職員が使用しているパソコンソフトや提案書以外に必要なものを検討し、契約金額を決定しましたので、売買契約を締結をいたしたく、議会の議決をお願いするものでございます。

シンククライアントシステム導入の目的は、現在職員の使用しているパソコンが老朽化により、故障発生の頻度が多くなってきていることから、パソコンを更新するとともに、パソコンの管理、個人情報の保護、セキュリティの面で改善を図ることでございます。

なお、業者の選定にあたっては、シンククライアントシステムを整備をするための種類や、方式が各社によって異なることから、企画提案方式を採用するとともに、

副町長ほか6名の職員による選定委員会を設置し、選定を行いました。

なお、企画提案の参加業者につきましては、新しい方式へできる限り円滑に移行するため、当町の電算機器やネットワーク構築に現在も携わっている業者といたしました。

よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議案第26号の上程説明

議長（大西 慶治君） 追加日程第2 議案第26号「大台町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（高西 立八君） 議案第26号 大台町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

新旧対照表は、定例会資料1ページから9ページをご覧ください。労働基準法の一部改正に伴い国家公務員の一般職員に係る超過勤務手当の支給に関する取り扱いが変更され、月60時間を超える超過勤務手当の支給割合の引き上げと、その引き上げ分の支給に代えて代休時間を指定できる仕組みが導入されます。大台町職員の取り扱いについても国に準じて改正したいので、給与条例ほか関連条例の一部改正案を提出するものであります。

よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議案第27号の上程説明

議長（大西 慶治君） 追加日程第3 議案第27号「平成21年度大台町一般会計補正予算（第15号）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（高西 立八君） 議案第27号 平成21年度一般会計補正予算（第15号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、各事業の精算による増減と、国の一連の補正予算にかかる事業、及び土砂災害情報通信システム整備事業の計上が主で、歳入歳出それぞれ2613万9000円を減額し、総額72億8450万7000円としました。第2表では予算の繰越を、第3表では地方債の補正を提案させていただいております。なお、第2表の繰越明許費の提案理由につきましては、後ほどご説明申し上げます。

まず、歳出からその主なものにつきましてご説明申し上げます。

人件費につきましては、それぞれの目での説明は省略させていただき、ここでまとめて説明をさせていただきます。職員給料118万7000円、期末勤勉手当137万6000円、時間外勤務手当331万7000円、職員共済組合負担金120万6000円、及び社会保険料負担金161万5000円など減額する一方で、退職手当組合特別負担金1058万2000円などを増額しました。総額では181万5000円の増額となります。

なお、退職手当組合特別負担金が大きく増額しておりますのは、勸奨退職者に対する特別負担金でございます。

2款総務費における一般管理費35ページでは、精算による減額はございますが、郵送料70万円と退職手当組合特別負担金の増額によりまして、総額では706万6000円の増額でございます。

財産管理費36ページでは、精算による減額とともに、各種基金の利子が確定したことなどの理由で、目的基金の積立金をそれぞれ増減し、総額では516万5000円の減額でございます。

財政調整基金につきましては384万8000円を増額しましたので、予算ベースでの財政調整基金残高は12億3459万2000円でございます。

公共交通事業費39ページでは、デマンドタクシー利用者の増加によるデマンド

タクシー運行委託料20万円と、町営バス購入費53万4000円を増額する一方で、町営バス燃料費100万円などを減額することにより、総額では79万3000円の減額となります。

なお、町営バス購入費の増額につきましては、町営バス1号車が入札により減額となりましたが、地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業として購入する町営バス2号車の仕様を、観光バスタイプから路線バスタイプに変更することにより増額となりました。差し引きして53万4000円の増額でございます。

なお、宮川総合支所費38ページ、大杉地域総合センター費40ページ、グリーンプラザ大台費、40ページに計上してありますペレットストーブ購入費につきましては、地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業を充当しております。

徴税费42ページでは、当初、三重地方管理回収機構への移管を20件見込んでおりましたが、実績が3件であったことにより、238万円の減額となりました。

選挙費43ページでは、町長選挙費及び町議会議員選挙費につきまして、無投票になったことから、それぞれ721万7000円と79万2000円を減額しております。

以上、総務費総額では1770万1000円の減額でございます。

3款民生費の社会福祉費46ページでは、大台町地域福祉センター浴場用ポンプモーター修繕費39万円と、ケーブルテレビブースター取り替え工事25万円を増額する一方で、精算によります福祉車両購入費299万7000円を減額するなど、総額で210万8000円の減額となりました。

老人福祉費47ページでは、養護老人ホーム入所者の減による老人保護措置費1000万円の減額を含み、総額で1292万7000円を減額いたしました。

国民健康保険費48ページでは、保険給付費の大幅な増加により、財政調整基金を取り崩してもなお不足が生じることから、財政補てん分といたしまして1300万円の繰出金を増額いたしました。

社会福祉医療費49ページでは、65歳以上重度障害者医療費助成金100万円を増額する一方、心身障害者医療費助成金、乳幼児医療費助成金を、それぞれ50

万円の減額をいたしました。

児童福祉総務費 50 ページでは、長ヶ地区におきまして保育園に通園する児童数が増加したため、自動車借上料 48 万 8000 円を増額いたしましたが、三瀬谷南保育所解体工事で 150 万円、宮川保育園裏擁壁工事で 250 万円が減額となったことなどにより、総額 546 万 7000 円の減額でございます。

子育て支援費 51 ページでは、チャイルドシート購入補助金 10 万円と、健やかベビー出産祝金 20 万円を増額する一方、子育て支援センター改修工事 75 万円などを減額し、総額 68 万 6000 円を減額いたしました。

児童手当費 52 ページでは、6 月から支給予定の子ども手当の準備作業といたしまして、全額国庫補助金を充当し、電算委託料 193 万 2000 円と電算システム使用料 176 万 4000 円を増額いたしましたが、児童手当支給額は 401 万 5000 円の減額となったことから、総額では 31 万 9000 円の減額となりました。

子育て応援特別手当費 52 ページでは、国の経済危機対策として小学校就学前 3 年間に属する児童 1 人当たり、3 万 6000 円を支給する予定でございましたが、国の補正予算の見直しにより 894 万 6000 円を減額いたしました。

民生費総額では 2042 万 4000 円の減額でございます。

4 款衛生費の保健衛生費総務費 53 ページでは、報徳病院の未処理欠損金が平成 20 年度末で 1 億 2392 万 1625 円となっていることから、これを補てんするため報徳病院運営補助金 1 億 2000 万円を増額いたしました。

予防費 53 ページでは、妊婦健診などの各種健診と、MR などの予防接種にかかる委託料及び新型インフルエンザワクチン、肺炎球菌ワクチン接種にかかる助成金総額 1470 万円の減額をいたしました。

なお、新型インフルエンザワクチンの接種助成金の 1000 万円の減額につきましては接種回数の見直しにより、16 歳以上が 2 回から 1 回の接種でよくなったことと、接種率の見込みによるものでございます。

環境衛生費 54 ページでは、本田木屋ごみ集積場を改修することで整備を予定しておりますリサイクル施設にかかる用地地質調査業務委託料 75 万円を増額いたし

ました。また、ごみ集積場の土地が面積1302.06平方メートルの畦畔を含んでいることから、この部分についての平成6年から土地使用料50万円と購入費23万円を増額いたしました。

一方で、ストックヤード用物置購入費410万円と不法投棄監視用備品購入費150万円を減額いたしました。ストックヤード用物置につきましては平成21年度で35基の購入をさせていただきました。これに生活排水処理事業特別会計繰出金191万6000円の減額をあわせまして、総額では400万1000円の減額となっております。

清掃費55ページでは、奥伊勢広域行政組合分担金の確定によりまして672万6000円を含む、総額780万6000円を減額いたしました。

衛生費では総額8818万6000円の増額でございます。

5款農林水産業費における農地費57ページでは精算に伴い工事請負費361万9000円、ふるさと農道整備事業負担金1065万円などを減額しております。

林道費58ページにおきましては、美しい森づくり基盤整備交付金事業の交付額が確定していることから、林道野又線法面改良工事などの事業費の減に対応するため、林道五十田浦谷線橋りょう整備工事3200万円を追加計上いたしました。総額で4601万2000円の減額でございます。

町有林管理費の60ページでは、領内地内の現場などの保安林の整備事業に振り替えたため減額769万円でございます。

公団造林管理費61ページでは、森林農地整備センター自身の国からの予算の減額に伴い、町への委託事業も減少となり、1370万2000円の減額でございます。

循環型生産林整備事業61ページにつきましては、がんばる三重の林業創出事業などへの事業の振り替えを行ったため、作業道開設補助金1300万円を減額しております。

山村振興費62ページでは、山村漁村再生モデル支援事業委託料64万円を減額いたしました。これは事業名は異なるものの、少しボリュームを膨らました浦谷地

区環境植栽及び案内板設置委託料 7 9 万円と重複計上しておりました。大変申し訳ございません。

以上、農林水産業費全体で 1 億 9 4 9 万 6 0 0 0 円の減額でございます。

6 款商工費 6 3 ページでは、第七宮川丸撤去処分委託料 1 6 1 万円を計上しておりましたが、一般競争入札により 1 0 万円で売却できましたので、その撤去費用が不要となりました。また宮川ダム湖濁度調査について、回数の増により 6 6 万 2 0 0 0 円を増額いたしております。

環境協会補助金の減額につきましては、緊急雇用関係関連予算の減額によるところでございます。

7 款土木費の土木総務費 6 4 ページでは、県営事業負担金の増額により、総額 4 1 8 万 2 0 0 0 円の増額となりました。

道路維持費 6 5 ページと道路舗装費 6 6 ページにつきましては、経済危機対策きめ細かな臨時交付金事業として、きめ細かな道路維持修繕費を 4 0 0 万円、きめ細かな町道舗装修繕費を 1 0 0 万円、それぞれ増額し繰り越しさせていただきます。

道路新設改良費 6 7 ページでは、町道中通線道路改良工事 4 0 0 万円を増額させていただき工事費総額 1 9 0 0 万円を翌年度へ繰り越しさせていただきます。また日進公民館改築工事に伴いまして町道日進公民館前線道路改良工事 9 0 0 万円を増額し、翌年度へ繰り越しさせていただきます。

橋梁新設改良費 6 8 ページでは、地域活力基盤創造交付金事業の生産により、新宮川橋撤去工事監理業務委託料などの委託料 1 5 6 万円と、大滝橋耐震補強工事 1 5 9 8 万 6 0 0 0 円を減額する一方、深谷橋耐震補強工事 2 0 0 0 万円を追加いたしました。この深谷橋耐震補強工事につきましては、全額翌年度へ繰り越しさせていただきます。

河川費 6 9 ページでは、地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業として、きめ細かな河川改良修繕費 1 0 0 万円を増額いたしました。また弥起井地内の喜世谷川河川修繕のための測量設計業務委託料 3 0 0 万円と、工事費 8 0 0 万円を追加いたしました。いずれも翌年度へ繰り越しさせていただきます。

土木費総額では521万1000円の増額でございます。

8款消防費の防災費71ページでは、土砂災害情報通信システム整備委託料、2346万円を計上いたしました。これは土砂災害警戒地区などにおいて避難対象者の情報把握により早期の避難体制を確立し、被害の未然防止を図るため警戒区域の地図情報や要援護者情報、避難所位置図などをパソコン上に総合的に管理するシステムの構築するものでございます。全額県委託金を充当しております。

また、平成20年度の防災行政無線統合整備事業で導入いたしました全国瞬時警戒システムにつきまして、消防庁の仕様変更に伴い町の受信システムを変更する必要があり、全国瞬時警報システム整備委託料として360万円を追加いたしました。全額県補助金で交付されます。いずれの事業も翌年度へ全額繰り越しさせていただきます。

消防費総額では2375万2000円の増額となります。

9款教育費では、各事業などの精算による増減を各項目に計上させていただきます。

公民館費78ページでは、地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業として、整備を進めております日進公民館改築工事につきまして、既存の建物の解体と造成にかかる設計業務監理委託料と工事費を、それぞれ345万円と、5760万5000円を増額し、翌年度へ繰り越しさせていただきます。

教育費総額では2240万9000円の増額でございます。

10款災害復旧費80ページから81ページでは、精算による増減をさせていただき、総額722万8000円の減額となります。なお、林道茂原支線の災害復旧地滑り調査と測量設計業務委託、林道持山線災害復旧工事、町道船木谷坂瀬線道路復旧工事につきましては、翌年度へ繰り越しさせていただきます。

11款公債費81ページの元金につきましては、義務教育施設整備事業分637万4000円と、一般公共事業分1万4000円を追加しております。義務教育施設整備事業分につきましては、高金利の地方債について補償金なしの繰上償還ができることに対応したものでございます。

また一般公共事業分につきましては、三重県発注の測量設計業務の入札談合に伴う繰上償還に対応したものでございます。財源といたしまして減債基金を充当しております。

公債費総額では247万2000円の減額でございます。

次に、これらの主な補正財源についてご説明申し上げます。

1款町税14ページから15ページをお願いいたします。現下の長引く経済状況によりまして、当初算定の見込みよりもかなりの影響があったため、個人現年分課税分1150万円の減額及び滞納繰越分336万3000円を減額いたしました。法人税につきましても同じ理由により現年課税分147万5000円の減額、及び滞納繰越分6万4000円を減額いたしました。

一方、固定資産税におきましては、当初算定時よりも宅地、雑種地への地目変更の増、土地の負担水準に伴う評価額の増によりまして、現年度課税分653万6000円を増額する一方、滞納繰越分264万9000円を減額いたしました。

軽自動車税につきましては、当初算定登録台数の減によりまして、現年度課税分30万円の減額、及び滞納繰越分13万6000円を減額いたしました。

また、たばこ税につきましても466万7000円減額で、町税総額1761万8000円の減額でございます。

6款地方消費税交付金15ページでは、交付額の確定により2054万円を増額いたしました。

7款自動車取得税交付金15ページでは、旧法によりますところの自動車取得税交付金の見込みがないことから、190万円を減額いたしました。

8款減収補てん特例交付金16ページでは、精算により626万6000円の増額でございます。

9款地方交付税につきましては、12月交付分について1542万9000円の増額をしております。なお、3月分交付につきましては未定でございます。

11款分担金及び負担金17ページでは、事業費の増減に伴うものでございまして、総額では179万2000円の減額でございます。

12款使用料及び手数料18ページから19ページにつきましても、精算見込みでございます。

13款国庫支出金19ページから22ページにつきましては、国庫負担金で平成21年度災害公共土木施設災害復旧費国庫負担金367万4000円を減額しております。

国庫補助金の民生費国庫補助金では、国の予算見直しにより、子育て応援特別手当交付金894万6000円を減額する一方、6月から支給を予定しております子ども手当の準備経費として、子ども手当準備事業費補助金369万6000円を追加いたしました。

また、農林水産業費国庫補助金につきましては、6月に補正をいたしました林道野又線法面改良工事などに充当しております美しい森づくり整備事業交付金と、地域活性化公共投資臨時交付金の額が確定しましたので、それぞれ4238万円と、2295万1000円を減額いたしました。

土木費国庫補助金21ページの地域活力基盤創造交付金では、補助率が55%から65%になったことにより、1430万3000円を増額いたしました。

衛生費国庫補助金21ページの新型インフルエンザワクチン実施負担にかかる費用軽減事業補助金につきまして、県を通して補助金が交付されることになったことにより、466万7000円の減額でございます。

総務費国庫補助金21ページでは、額の確定により地域活性化・経済危機対策臨時交付金が138万3000円の減額で、地域活性化・きめ細かな臨時交付金は第1次交付額から割増が認められまして、2602万4000円の増額となっております。

また、合併推進体制整備費補助金22ページにつきましては、合併後10年間に、合併に伴う財政需要に対して措置される補助金で、大台町では1億5000万円の補助金が上限額でございます。今年度につきましては補助金交付申請の決定通知がありましたので、今回、就業改善センター、公民館の耐震診断に充当する補正をさせていただきます。

国庫支出金総額では4 2 1 2万1 0 0 0円の減額でございます。

1 4 款県支出金 2 2 ページから 2 6 ページでは、主に事業の精算による増減でございますが、2 4 ページの防災情報通信設備整備事業補助金 3 6 0 万円につきましては、消防庁の仕様の変更に伴う全国瞬時警報システムの最整備に充当しております。県支出金総額では2 5 2 5万7 0 0 0円の減額でございます。

1 5 款財産収入 2 7 ページから 2 8 ページの利子及び配当金では、各種基金利子 6 万1 0 0 0 円を増額いたしました。また不動産売払収入では普通財産の売払収入 1 9 7 万円を増額し、財産収入総額では3 5 1 万3 0 0 0 円の増額でございます。

1 6 款寄附金につきましては、美し国おこし三重の取り組みに賛同したアサヒビール株式会社からの森林環境創造事業に対する指定寄附金として2 0 5 万円を計上いたしました。

1 7 款繰入金につきましては、事業の精算によりまして、財政調整基金繰入金 4 9 1 3 万4 0 0 0 円を含み、総額 5 5 3 4 万8 0 0 0 円を増額いたしました。なお、2 9 ページの減債基金繰入金 6 3 8 万8 0 0 0 円につきましては、起債の補償金免除の繰上償還の財源でございます。

9 款諸収入 3 0 ページから 3 1 ページにつきましては、事業の精算によりまして受託事業収入で、森林農地整備センター受託事業収入 1 3 7 0 万2 0 0 0 円を減額する一方で、土砂災害総合通報システム整備事業受託事業収入 2 3 4 6 万円を計上いたしました。

また、雑入では広域行政組合への派遣が行わなかったことによる一部事務組合等派遣職員人件費分交付金 7 9 3 万6 0 0 0 円の減額、宝くじの収益金である市町村振興協会市町村交付金 5 6 6 万6 0 0 0 円の計上もいたしております。

諸収入総額では1 0 4 0 万6 0 0 0 円の増額でございます。

2 0 款町債 3 3 ページでは、過疎対策事業債 6 8 0 万円を増額する一方、合併特例事業債の減額 4 2 8 0 万円など、総額 5 0 7 0 万円の減額となりました。

なお、地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税、地方道路譲与税、自動車取得税交付金、特別地方交付税などが交付金の額が確定しておりませんので、確定後、予算の

専決をさせていただきますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして7ページから10ページの第2表繰越明許費につきまして、ご説明を申し上げます。

世界金融危機と世界同時不況の中で、国はさまざまな経済対策に取り組んできております。当町といたしましても国の補正予算を受けまして、経済危機対策臨時交付金事業、きめ細かな臨時交付金事業の予算を計上させていただいたところでございます。

まず、これの1号補正にかかる経済危機対策臨時交付金事業につきましては、主に9月の補正でお認めいただきました日進公民館事業をはじめとして14件、総額では3億8953万1000円を、2月補正でお認めいただきました国の2号補正にかかるきめ細かな臨時交付金事業につきましては、総合支所屋上防水改修工事など38件、総額2億1399万円の繰り越しを計上しております。

なお、この交付金事業につきましては、何の交付金事業かわかるように、第2表の事業名欄にその交付金名称を記述してございます。

また、林道総門線法面工事、改良工事など、美しい森づくり基盤整備事業につきましても、国の1号補正予算にかかわる公共投資臨時交付金を充当しております。これらにつきましてはもともと繰り越しありきを前提とした国の補正予算でございまして、年度内完了が見込めないことから繰り越しでございます。ご理解を賜りたいと思います。そのほか6月から支給を予定しておりました民生費の子ども手当準備事業369万6000円、また消防費の土砂災害情報通信システム整備事業2346万円と、全国瞬時警報システム整備事業360万円の繰り越しについても、3月に事業の決定があったことからの繰り越しでございます。

また、衛生費のリサイクル施設設計地質調査業務委託事業につきましては、本体工事を22年度予算に計上しておるところでございますが、年度内完成が見込めないことから、191万1000円を繰り越しを計上しております。

さらに林業費ではジェイバー認証が予想以上に長引いていることにより、ジェイバー認証申請事業141万3000円の繰り越し、他の事業との施業時期が重なっ

たことによる森林農地整備センター造林施業受託事業562万6000円の繰り越しを計上しております。

また道路改良費では標準工期が確保できないことにより、町道新大杉谷舗装事業1223万円の繰り越し、地元の調整に手間どったことによります町道中通線道路改良事業2281万円の繰り越し、新規補正予算の計上により標準工期が確保できないことによる地域活力基盤創造交付金事業9229万7000円の繰り越しを計上しております。

加えて災害復旧費では標準工期が確保できないことから、林道持山線災害復旧事業392万円、林道茂原支線災害復旧地滑り測量設計業務委託料558万8000円、町道船木谷坂瀬線道路災害復旧事業292万5000円の繰り越しをお願いしたいと思います。

最後に、繰越明許費の変更10ページでございますが、補正10号で7400万円の繰り越しの議決をいただいておりますが、今回の増額分につきましては、踏切道との取付道路であり、JRとの協議の結果、踏切の設置が22年度になったことによるものでございます。ご理解をお願いし、説明といたします。

以上、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議案第28号の上程説明

議長（大西 慶治君） 追加日程第4 議案第28号「平成21年度大台町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康ほけん課長。

健康ほけん課長（大滝 安浩君） それでは、議案第28号 平成21年度大台町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正の主な理由といたしましては、医療費の動向による見込みを精査した

もので、歳入歳出それぞれ2966万円を追加して、歳入歳出の総額を11億9696万8000円と定めるものでございます。

まず、歳出からご説明申し上げます。

13ページ、1款総務費ではレセプト点検事務賃金30万7000円の減額、高齢者負担割合凍結延長に伴います事務処理として需用費2万3000円、役務費4万8000円、委託料22万8000円増額いたしました。

2款保険給付費では医療費の増により、一般被保険者保険給付費を3543万1000円、退職者被保険者等保険給付費253万円を増額計上し、3目の一般被保険者療養費では200万円の減額をいたしました。

14ページ、2款高額療養費におきましても、一般被保険者高額療養費で1179万3000円、退職被保険者等高額療養費で14万9000円の増額計上いたしました。

15ページ、出産育児一時金、後期高齢者支援金等老人保健医療費拠出金、16ページの介護納付金につきましては、それぞれ財源更正となっております。

7款共同事業拠出金では、1目高額医療費共同事業医療費拠出金で、188万7000円を、3目保険財政共同安定化事業医療費拠出金で684万3000円をそれぞれ減額いたしました。

8款保健事業費の特定健康審査等事業費で329万円の減額を。

12款直審勘定繰出金で73万5000円の減額。

18ページにおきまして、予備費で553万7000円を減額計上いたしました。これらの財源、歳入についてご説明申し上げます。

7ページになりまして、1款国民健康保険税では、一般被保険者分で585万7000円の減額、退職者被保険者分で23万1000円の増額となっております。

8ページ、3款国庫支出金の1項国庫負担金の1目療養費給付費等負担金で、2671万4000円の増額を、2目高額医療費共同事業負担金で47万1000円、また3目特定健康診査等事業負担金で77万円の減額を。

2項国庫補助金の1目財政調整交付金では1293万円の減額と、高齢者負担割

合延長によります事務処理補助金として、高齢者医療制度円滑運営事業補助金 8 万 9 0 0 0 円、及び出産育児一時金補助金として 2 4 万円を増額計上いたしました。

9 ページでは、4 款療養給付費交付金では、退職被保険者等療養交付金として 1 2 6 万 5 0 0 0 円を増額計上いたしました。

6 款共同事業交付金の高額医療費共同事業交付金では 8 6 万 6 0 0 0 円と、保険財政共同安定化事業交付金 9 8 1 万円を減額いたしました。

1 0 ページ、7 款県支出金では、高額医療費共同事業交付金 4 7 万 1 0 0 0 円、特定健康診査等負担金で 7 7 万円を、また財政調整交付金で 2 3 1 万 4 0 0 0 円を減額計上いたしました。

1 1 ページ、9 款繰入金の一般会計繰入金では、財政安定化支援分 4 1 万 9 0 0 0 円増額と、また財政補てん分 1 3 0 0 万円につきましては財政調整基金 2 0 0 0 万円を繰り入れいたしました、その不足分として計上いたしました。

1 1 款諸収入では、延滞金 1 4 6 万 7 0 0 0 円と、1 2 ページ、第三者納付金 4 3 万 1 0 0 0 円などの増額計上をいたしました。

以上でございます。ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議案第 2 9 号の上程説明

議長（大西 慶治君） 追加日程第 5 議案第 2 9 号「平成 2 1 年度大台町簡易水道事業特別会計補正予算（第 6 号）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

生活環境課長。

生活環境課長（鈴木 好喜君） 議案第 2 9 号 平成 2 1 年度大台町簡易水道事業特別会計補正予算（第 6 号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、歳出につきましてご説明申し上げます。

9 ページ、第 1 款総務費の報酬、職員手当、旅費、負担金補助及び交付金で三重

県企業庁南勢水道変更認可にかかる負担金等で、合計594万4000円の減額、2款簡易水道維持費で需用費で316万6000円、委託費で218万6000円、工事請負費で59万1000円、備品購入費で40万円をそれぞれ減額し、新設改良費の賃金、旅費で10万4000円、委託料で86万1000円を減額し、工事請負費98万9000円を増額するものでございます。

次に6ページ、歳入につきまして国庫補助金410万円、県補助金1000万円、町債100万円をそれぞれ減額し、新規加入分担金ほかで283万7000円を増額するものでございます。

歳入歳出それぞれ1226万3000円を減額し、予算総額4億258万3000円とさせていただき補正予算でございます。よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議案第30号の上程説明

議長（大西 慶治君） 追加日程第6 議案第30号「平成21年度大台町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町民福祉課長。

町民福祉課長（尾田 秀樹君） 議案第30号 平成21年度大台町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2万9000円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ575万1000円と定めるものでございます。

まず歳出、6ページをお願いします。歳出の消耗品費で1万円、役務費で1万9000円の精算見込みによりまして減額をいたします。

次に、歳入5ページをお願いします。事業収入の貸付金収入で元金及び利子の収入不足が見込まれるため、115万9000円を減額し、一般会計への繰り入れを

113万円お願いするものでございます。

よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願いいたします。

議案第31号の上程

議長（大西 慶治君） 追加日程第7 議案第31号「平成21年度大台町老人保健事業特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

健康ほけん課長。

健康ほけん課長（大滝 安浩君） 議案第31号 平成21年度大台町老人保健事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

まず歳入について、ご説明申し上げます。5ページをお願いいたします。

6款諸収入の預金利子を1000円、及び6款諸収入の雑入で過年度精算金として163万9000円を増額計上し、歳入合計1297万8000円とするものでございます。

次に6ページ、歳出につきましては、4款諸支出金で一般会計への繰出金として164万円を増額計上いたしました。

歳出合計1297万8000円とするものでございます。

ご審議のうえ、よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

議案第32号の上程

議長（大西 慶治君） 追加日程第8 議案第32号「平成21年度大台町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

健康ほけん課長。

健康ほけん課長（大滝 安浩君） 議案第32号 平成21年度大台町介護保険

事業特別会計補正予算（第4号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、歳入からご説明申し上げます。5ページをお願いいたします。

1款保険料では、調定見込みによるもので特別徴収と普通徴収で130万6000円の増額、5款財産収入ではそれぞれ基金の利子として4万6000円の減額と、9款諸収入の預金利子1万円を減額計上いたしました。

次に、歳出でございますが、6ページをお願いいたします。1款総務費の旅費で1万円の減額を、2款保険給付費につきましては精算見込みとして計上させていただきました。まず1目居宅介護保険サービス給付費で280万円の増額、3目居宅介護保険福祉医療具購入費で20万円の減額、7ページに移りまして介護予防福祉用具購入費で20万円の増額計上をいたしました。4項2目の高額医療合算介護サービス費では制度改正によるもので、2月から申請受付が始まりました。見込みで220万円の増額、4款基金積立金では4万4000円の減額を、また8ページ、7款予備費で369万6000円減額計上いたしました。歳入歳出それぞれ125万円を追加し、予算の総額を11億4245万2000円とするものでございます。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議案第33号の上程

議長（大西 慶治君） 追加日程第9 議案第33号「平成21年度大台町生活排水処理事業特別会計補正予算（第7号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

生活環境課長。

生活環境課長（鈴木 好喜君） 議案第33号 平成21年度大台町生活排水処理事業特別会計補正予算（第7号）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。まず歳出から主なものにつきまして御説明申し上げます。

10ページ1款総務費の浄化槽整備事業一般管理費では、職員手当、共済費、公課費、積立金あわせて298万9000円の減額いたしました。減額理由につきま

しては、職員手当、共済費及び消費税納付金の内容精査による減額でございます。積立金では浄化槽設置の事業料精査に伴う浄化槽市町村型整備推進事業減債基金の減額でございます。

2目下水道整備事業一般管理費では、共済費、旅費、事業費、公課費の内容精査に伴いあわせて397万3000円を減額いたしました。

2款施設費の浄化槽整備事業施設費では、浄化槽の設置基数を100基を計画しておりますが、65基の要望ととどまったこと及び浄化槽設置工事の精査及び流末排水工事が当初予算より安価が済んだことにより4764万4000円を減額いたしました。

11ページ2目下水道整備事業施設費の委託費、工事請負費では見積もり入札差金により46万2000円を減額いたしました。

3款維持費の2目下水道整備事業維持費では、処理場の需用費、光熱費、薬品費の精査による110万7000円を減額、委託費処理場維持管理委託料の見積もり入札差金による減額及び汚泥処理回数を精査いたしましたことなどにより、汚泥搬出委託料及び汚泥処分委託料あわせて42万2000円を減額いたしました。

次に、これらの主な補正財源につきまして、御説明申し上げます。

6ページ、1款使用料及び手数料の浄化槽整備事業使用料で、浄化槽設置基数の減少及び寄附採納浄化槽使用料の精査により234万2000円を減額いたしました。過年度使用料では両事業をあわせて23万円の増額でございます。また手数料で指定工事店の新規登録が多くなったために、2万8000円を増額いたしました。

2款分担金及び負担金では浄化槽設置基数の減少に伴い、分担金510万4000円を減額いたしました。

7ページ、3款国庫支出金では浄化槽整備事業の減少に伴い循環型社会形成推進交付金1880万1000円を減額いたしました。4款県支出金では浄化槽整備事業の減少に伴い浄化槽整備事業補助金42万7000円を減額いたしました。5款財産収入では浄化槽整備推進事業減債基金利子及び公共下水道整備基金それぞれ1万2000円あわせて2万4000円を減額いたしました。

8 ページ、6 款繰入金では各事業費用の精査により、浄化槽整備事業費一般会計繰入金 5 3 2 万 9 0 0 0 円を増額する一方、下水道事業一般会計繰入金 7 2 4 万 5 0 0 0 円を減額いたしました。差し引き 1 9 1 万 6 0 0 0 円の減額でございます。8 款諸収入では普通預金利子の精査により 1 万円を増額させていただき、加入金では加入実績により 7 5 万円の増額でございます。

9 ページ、9 款町債では浄化槽整備事業の減少に伴い、下水道事業債 1 4 5 0 万円を減額し、2 目過疎対策事業債では 1 4 5 0 万円を減額いたしました。以上、歳入歳出 5 6 5 9 万 6 0 0 0 円を減額し、予算総額 3 億 3 8 8 0 万 5 0 0 0 円とさせていただいた補正予算でございます。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議案第 3 4 号の上程

議長（大西 慶治君） 追加日程第 1 0 議案第 3 4 号「平成 2 1 年度大台町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康ほけん課長。

健康ほけん課長（大滝 安浩君） 議案第 3 4 号平成 2 1 年度大台町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、広域連合の補正予算に伴うものが主なものでございます。まず。歳入について御説明申し上げます。5 ページ 1 款保険料では、特別徴収と普通徴収分で 3 1 3 万 6 0 0 0 円の減額を、3 款繰入金の一般会計繰入金では 2 3 8 万 4 0 0 0 円の減額、また 4 款諸収入では預金利子 5 0 0 0 円の増額を、6 ページ雑入で 2 1 万 1 0 0 0 円、また過年度収入で 2 0 年度の精算金として 8 2 1 万 4 0 0 0 円をそれぞれ増額計上し、歳入合計 2 億 4 5 9 5 万 4 0 0 0 円とするものでございます。

次に7ページ歳出につきましては、1款総務費の徴収費では11万7000円を減額し、2款後期高齢者医療広域連合費では負担金補助金及び交付金として510万4000円の減額を、また8ページ5款諸支出金の2項繰出金では一般会計への繰出金として821万9000円を増額計上し、支出合計2億4595万4000円とするものでございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議案第35号の上程

議長（大西 慶治君） 追加日程第11 議案第35号「平成21年度大台町国民健康保険病院事業会計補正予算（第4号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

病院事務長。

報徳病院事務長（尾上 薫君） 議案第35号平成21年度大台町国民健康保険病院事業会計補正予算（第4号）の提案理由の御説明を申し上げます。

まず収益的収入及び支出のうち主なものは累積しております欠損金を補填するため、運営補助金を1億2000万円増額し、収支除算の均衡の図るため医療収益のうち入院収益を4089万2000円減額し、外来収益を8200万円減額をお願いするものでございます。

また資本的収入及び支出では、機械備品購入費で当初予算をいたしておりました購入価格より安価で購入することができましたので、建設改良費の451万4000円の減額と、その財源である企業債での借入額310万円の減額をお願いするものでございます。

御審議の上、ご承知賜りますようお願い申し上げます。

散会の告示

議長（大西 慶治君） お諮りします。

議事の都合、議案調査のため3月18日を休会としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（大西 慶治君） 異議なしと認めます。

したがって、3月18日を休会とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

次回は3月19日金曜日、午前9時より再開いたします。

皆様、お疲れ様でした。

（午前12時12分）